13　日本国政府又は大韓民国政府は、この協定の一定の規定に対する違反をする場合、核爆発装置を爆発させる場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。（第一四条関係）

14　この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。（第一五条関係）

15　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、一〇年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。協力の停止又はこの協定の終了後においても、一定の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除き、引き続き効力を有する。（第一六条関係）

16　附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

17　この協定は、この協定の署名後であって、かつ、この協定の効力発生の日の前に供給締約国政府の許可に基づき日本国と大韓民国との間で移転される設備等にも適用する。（議定書関係）

◇原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（条約第二〇号）（外務省）

この協定は、ベトナムとの間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の下での協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、原子力の安全、放射性廃棄物の貯蔵、輸送、処理及び処分、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用、保障措置及び核セキュリティ、人的資源の開発、法的枠組みの作成、広報、研究及び開発等の分野において行うことができる。この協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条関係）

2　1の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とする。（第三条関係）

3　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第四条関係）

4　この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。（第五条関係）

5　日本国及びベトナム社会主義共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質等が置かれ又は用いられる施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。（第六条関係）

6　この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。当該核物質の国際輸送について、日本国及びベトナム社会主義共和国は、核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。（第七条関係）

7　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条関係）

8　この協定の適用を受ける核物質は、両締約国政府が別段の合意をしない限り、ベトナム社会主義共和国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。（第九条関係）

9　両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。（第一〇条関係）

10　両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を、両国が当事国である関係する国際協定等に従って確保する。（第一一条関係）

11　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。（第一二条関係）

12　日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、この協定の一定の規定に対する違反をする場合、核爆発装置を爆発させる場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。（第一三条関係）

13　この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。（第一四条関係）

14　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、一〇年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。協力の停止又はこの協定の終了後においても、一定の規定は、引き続き効力を有する。（第一五条関係）

15　附属書Aは資材及び設備とされるものを、また、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。